

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を、よりわかりやすく札幌の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「権利条例」という。）」を制定し、平成21年4月に施行しました。

この計画は、権利条例の理念の実現を目指して、子どもの権利の理解促進・普及に向けた取組や、子どもの参加など、具体的な実践活動を総合的かつ計画的に進めていくため、権利条例に基づき策定するものです。

権利条例が目指すこと

○ 自立した社会性のある大人への成長

子どもは、子どもの権利を学ぶことで、自分の権利だけではなく、相手にも権利があることを学びます。そして、自分で考え判断し、自分の行動に責任を持ち、自立した社会性のある大人へと成長していきます。

○ 子どもの視点に立ったまちづくり

行政や学校・施設、地域などあらゆる場面で、子どもが参加する機会を充実させ、子どもに住み良いまちづくりを実践していきます。子どもは、こうした参加の経験を積み重ねることで、まちづくりの担い手として成長していきます。

○ 権利の侵害からの救済

子どもにはいじめや虐待から守られる権利があるということを市民みんなが理解し、権利の侵害が起きない社会を目指していきます。

また、救済機関の運営や、他の相談機関等との連携により、権利を侵害され、悩み苦しむ子どもに対して、迅速かつ適切な救済を図っていきます。

2 計画の位置づけ

この計画は、権利条例第46条に基づき、条例の目的である子どもの権利の保障を進めるための「総合的な計画」であり、札幌市の取組を示すとともに、子どもの生活の場における権利保障を具現化するため、家庭、育ち学ぶ施設（学校・施設）、地域における取組を推進する性格を有するものです。

なお、「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画（さっぽろ子ども未来プラン）後期計画」（計画期間：平成22年度から平成26年度）は本計画とともに子どもに関する計画であり、深く関連していますが、さっぽろ子ども未来プランが子どもや子育て家庭への支援を総合的に目指した計画であるのに対し、本計画は、子どもの意見表明やさまざまな体験機会の充実など、子どもの権利を保障するという視点から、関連する取組を整理・促進する内容となっています。

3 計画期間

平成23年度（2011年度）から平成26年度（2014年度）までの4年間とします。

【参考：権利条例の構成】

